

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益財団法人日本医療機能評価機構 5010005016639	産科医療補償制度掛金	58,375,000		平成30年4月27日 4月30日 5月16日 5月28日 5月31日 6月27日 6月29日 6月30日		公財	国所管
公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク 3010405001069	年会費	1,300,000	一口200,000	平成30年5月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本放射線技術学会 1130005012349	年会費	388,000	一口6,000	平成30年4月27日 6月29日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本リハビリテーション医学会 3011105005335	年会費	341,000	一口15,000	平成30年4月16日 4月27日 5月11日 5月23日 5月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 全日本病院協会 9010005003096	年会費	224,000	一口32,000	平成30年5月31日 6月29日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本臨床腫瘍学会 1010405009510	年会費	216,000	一口12,000	平成30年4月27日 6月15日 6月29日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益財団法人医療 研修推進財団 6010405010587	年会費	200,000	一口25,000	平成30年5月14日 5月16日 5月31日 6月29日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療 情報収集に必要なため	公財	国所管
公益社団法人日本 整形外科学会 3010005016681	年会費	182,000	一口14,000	平成30年6月29日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療 情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本 小児科学会 5010005018346	年会費	138,000	一口10,000	平成30年4月16日 4月27日 5月31日 6月20日 6月29日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療 情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本 医師会 5010005004635	年会費	134,000	一口9,000	平成30年5月21日 5月31日 6月29日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療 情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本化学療法学会 6010005016811	年会費	113,000	一口9,000	平成30年4月13日 4月30日 5月23日 5月30日 5月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療 情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人 日本 臨床細胞学会 8010005017386	年会費	108,000	一口12,000	平成30年4月27日 5月30日 5月31日 6月29日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療 情報収集に必要なため	公社	国所管
公益財団法人日本 中毒情報センター 6050005010703	年会費	100,000	一口10,000	平成30年4月27日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療 情報収集に必要なため	公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。